

とちぎの元気な森づくり県民税創設（税条例制定）の経緯

| 時 期 | 事 項 |
|-----------------------|--|
| H17. 9 | <u>有識者懇談会</u> を設置し、 <u>森林環境税（仮称）の導入を検討</u> していくことを明らかにする。 |
| H17.11 | 「 <u>県民協働森づくりに関する有識者会議</u> 」を設置する。 |
| H17.12 ～ H18. 7 | 平成17年12月第1回県民協働森づくりに関する有識者会議を開催、以後6回の会議を経て平成18年7月末、 <u>「県民協働による森づくりのための提言」</u> が提出される。 【提言要旨】 ・公益的機能を持つ森林を県民共有の財産と捉え、社会全体で支える新たな取組が必要。 ・財源として県民の合意を得た上で「森林環境税（仮称）」の創設が適当。 ・県民協働のための県民の理解促進が必要。 |
| H18. 8 ～ | 市町村長、関係機関への説明、県民への広聴・広報のための説明会等開始。（説明会、パンフレット配布などで約6万人の県民に説明） 地域フォーラム（11月～1月：7回）、シンポジウム(2/3)開催 |
| H18. 9 | 荒廃した森林を再生するには、県民全体で支える新たな取組を早急に着手する必要がある、 <u>森林環境税（仮称）の平成20年4月からの導入を目指していく</u> 旨を明らかにする。 |
| H19. 2 | 税の使い道や課税期間のほかに、税率を個人は700円、法人は法人県民税均等割額の7%とすること、さらに市町村への交付金制度を創設していくことを明らかにする。 |
| H19. 3 | パブリック・コメントの実施。（3/30～5/1）。 意見数：91名、162意見 （税反対意見は6名、うち4名は森林整備の必要性は認識） |
| H19. 6 | 6月議会において「 <u>とちぎの元気な森づくり県民税条例</u> 」上程。 6月26日同議会において <u>条例案可決</u> 。 |
| H19. 7. 3 | <u>「とちぎの元気な森づくり県民税条例」</u> 公布。 |
| H19.10.16 | 「とちぎの元気な森づくり」県民運動として展開していく推進母体として、県内各界各層の57団体を構成員とする <u>「とちぎの元気な森づくり県民会議」</u> 設立。 |
| H20. 3.25 | 本県の森づくりの基本的な理念や行動目標を分かりやすく県民に示すため、県・とちぎの元気な森づくり県民会議の提唱により、 <u>「とちぎの元気な森づくり憲章」</u> を制定。 |
| H20. 4. 1 | <u>「とちぎの元気な森づくり県民税条例」</u> 施行。 |